

制度趣旨

・特定大規模集客施設については、立地に伴う都市構造への影響が大きく、市町村域を超えた影響を与える可能性があることから、コンパクトで活力あるまちづくりの推進に向けた広域的な見地から、立地を誘導する。

立地誘導地域

条例第2条第5号イ

都市計画法の制限による 大規模集客施設の立地規制(強化)		条例による 立地誘導地域
改正前	現行	
第二種住居地域	第二種住居	第二種住居
準住居地域	準住居	準住居
工業地域	工業	工業
準工業地域	準工業	準工業
商業地域	商業	商業
近隣商業地域	近隣商業	近隣商業
その他用途地域	その他	その他
非線引き白地地域	非線引き白地	非線引き白地
都市計画区域外	区域外	区域外

条例第2条第5号ロ

中心市街地活性化法に基づく
認定中心市街地の区域

立地誘導地域

中心市街地への機能集積を目指す趣旨から、
条例において立地誘導地域として規定。

中心市街地活性化法に基づく
第二種大規模小売店舗立地法
特例区域

立地誘導地域

中心市街地への迅速な出店等を促す趣旨から、
条例において立地誘導地域として規定。

条例第2条第5号ハ

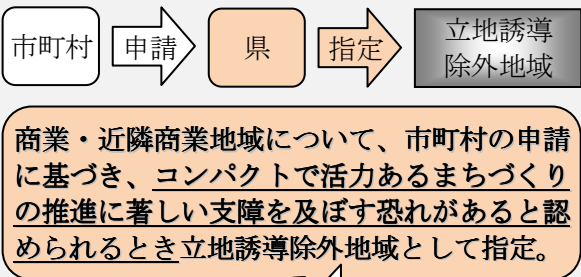
都市計画法に規定する開発整備
促進区において同法第12
条の12の規定により定める
区域

立地誘導
地域

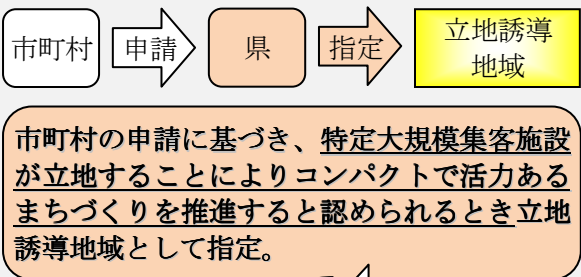
特定大規模建築物の整備による商業等利便
の増進を図ることが、都市の機能の増進に貢
献することとなることが要件とされており、
制度上、別途広域調整も行われることから、
立地誘導地域として規定。

立地誘導除外地域・立地誘導地域の指定

条例第2条第5号イただし書き（第5条）

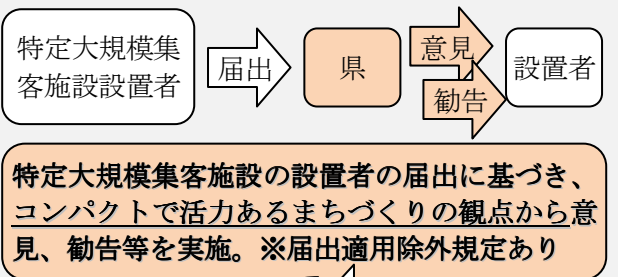


条例第2条第5号ハ（第5条）



新設（変更）の届出

条例第12条第1項・第13条第1項



諮問・答申

諮問・答申

諮問・答申

宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会

コンパクトで活力あるまちづくりの推進の観点から
勘案すべき事項等を総合的に勘案し審査・助言

総合的に勘案

県の基本方針

基本的な方向

集約型のまちづくり
(拡大志向からの転換)

既存ストックの有効活用
(行政コストの低減)

歩いて暮らせるまちづくり
(都市機能の集積)

誰もが移動しやすい交通サービス
(地域交通ネットワークの整備)

個性と活力のあるまちづくり
(地域固有の価値の維持・再生)

住民参加・協働のまちづくり
(地域の社会的機能の増進)

環境に優しいまちづくり
(環境への負荷の低減)

立地誘導除外地域・立地誘導地域の指定

勘案事項

○ 関係する市町村の意見

申請事項

- 特定大規模集客施設の立地に関する基本構想
- 申請に係る地域に係る自然的条件
- 申請に係る地域に係る社会資本・公共交通等の社会的条件
- 特定大規模集客施設の立地の状況

等

新設（変更）の届出

勘案事項

- 立地市町村及び隣接市町村の意見
- 住民等の意見
- 県、立地市町村及び隣接市町村の土地利用関係計画

届出事項等

- 届出の内容と基本方針並びに県の土地利用関係計画との適合性
- 届出の内容と立地市町村の土地利用関係計画との適合性
- 集客予定区域の所在する市町村における土地利用計画の推進に及ぼす影響
- 周辺の公共交通機関の状況及び到達するための交通手段の状況
- 地域貢献活動の概要

等

地域貢献活動の指針となるべき事項（素案）

制度趣旨

- ・県内のすべての集客施設の設置者が行うコンパクトで活力あるまちづくりの推進に寄与する活動（地域貢献活動）についての指針となるべき事項を定め、その活動を促進する。
- ・特定大規模集客施設の設置者が行う活動の内容、実施状況等を公表する。

1

まちづくり三法

中心市街地活性化法

- 第3条において、事業者による中心市街地の活性化のための施策への協力に係る責務を規定。

大規模小売店舗立地法

- 指針においてまちづくりへの個々の事業者の自主的な取組に対する期待を追記。

地域における自主的な活動への期待と関心の高まり

2

集客施設

特定大規模集客施設

- 都市機能の一部として、また、多くの人を集める集客施設として、まちづくりに影響を与える。
- 大きな施設規模を有し、広域的な集客エリアを持つ施設として、特にまちづくりに大きな影響を与える。

まちづくりに係る自主的な地域貢献活動への期待
特に重要なプレイヤーとして期待

3

県

地域貢献ガイドラインの策定

- まちづくりにおける課題は地域によって様々であることから、地域貢献活動については、集客施設の設置者が、施設の立地環境や業種・業態、事業規模などに応じて自発的に取り組むことが望ましい。
- 県としては、コンパクトで活力あるまちづくりの基本的な方向性から期待される活動内容を類型化したガイドラインを策定し、設置者に示すことで、その取組を誘発・促進する。

特定大規模集客施設の地域貢献活動計画及び実施結果の公表

- まちづくりに大きな影響を与えるその存在感から、現在のまちづくりや社会問題への対応において一定の役割を担って欲しい。
- 地域住民からの注目度も高いその活動内容及び実施状況の公表を制度化し、その内容を広く地域に周知することで、地域と一体となった地域貢献活動を促進する。
- 市町村が独自にまちづくりの観点から同様の趣旨の条例を制定した場合、地域にあったまちづくりの観点からその適用を除外。

コンパクトで活力あるまちづくり
それぞれの地域にあった地域貢献活動の促進

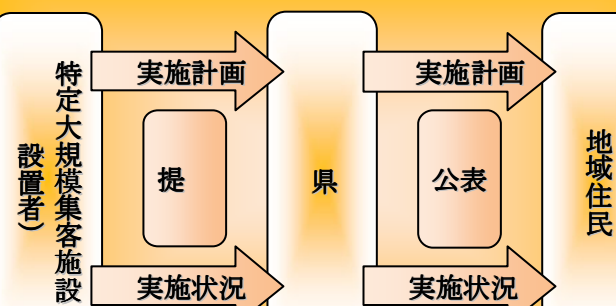
4

地域貢献ガイドライン

基本的な考え方

- ・地域貢献活動については時代の要請。
- ・個々のすべての事業者・住民の地域貢献活動を自主的な取り組みとして期待。
- ・地域貢献活動は地域や業態によって様々。
- ・県としてまちづくりに期待する内容を例示。
- ・まちづくりにおいて重要な役割を担う特定大規模集客施設の活動については、特に期待。
- ・特定大規模集客施設の地域貢献活動の内容についての公表制度を設け、地域住民に向けその内容・実施状況を周知。

公表制度



地域貢献活動例示

基本的な方向

- 集約型のまちづくり（拡大志向からの転換）
- 既存ストックの有効活用（行政コストの低減）
- 歩いて暮らせるまちづくり（都市機能の集積）
- 誰もが移動しやすい交通サービス（地域交通ネットワークの整備）
- 個性と活力のあるまちづくり（地域固有の価値の維持・再生）
- 住民参加・協働のまちづくり（地域の社会的機能の増進）
- 環境に優しいまちづくり（環境への負荷の低減）

類型化

例示

- 自治体が進める中心市街地の活性化の取組への協力
 - 商工会・商工会議所・商店会等の地域団体への加入・協力
 - ユニバーサルデザインの導入
 - 車を運転しない人への配慮・公共交通への配慮
 - コミュニティバス運行への協力
 - 撤退時等の自治体への事前の情報提供
 - 災害時の避難場所等の提供
 - 緑地面積（緑被率）の増加（街路樹等緑化への協力）
 - 地球温暖化対策の実施
- 等